

一般財団法人沖縄県看護学術振興財団助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄県看護学術振興財団定款第4条に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を助成することにより、看護領域等に携わる人材を育成・支援することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成金は、一般財団法人沖縄県看護学術振興財団定款第4条に掲げる事業、及び次の要件を満たす者に対し交付するものとする。

- (1) 沖縄県内在住者であること
 - (2) 看護領域等に携わる者、及び関連する教育機関に在籍する個人・グループ
- ただし、他団体が主催する講演会、他団体から助成を受けている場合、又は前年度に助成を受けた個人・グループは対象外とする。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、事業年度予算の範囲内で交付する。
ただし、事業年度内に個人・グループ1回の交付とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、理事長に対し対象事業開始1か月前までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 申請する対象事業の目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする助成金の額及び算出の基礎
- (4) その他理事長が必要と認める事項

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条による助成金の申請を受けたときは、当該申請書に係る書類等について、対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに助成金の交付の決定をしなければならない。

(決定の通知)

第6条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第7条 助成の交付決定を受けた申請者は、対象事業が完了したときは、対象事業の成果を記載した助成金事業報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、理事長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査により、対象事業の成果が助成金の交付決定の内容に適合するものであるか検査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

2 助成金の額の確定を受けた申請者は、助成金交付請求書(様式第5号)により理事長に請求しなければならない

(助成金の支払い)

第9条 理事長は、助成金を確定した後に申請者に助成金を支払うものとする。ただし、申請者の負担を軽減するため、必要があると認める場合は、交付決定時に助成金の概算払いをすることができる。

(助成決定の取消及び助成金の返還)

第10条 理事長は、助成の交付決定を受けた申請者が、この要綱に違反したとき、または不正行為があると認めたときは、助成金の交付を取り消し、もしくは、交付した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(理由の提示)

第11条 理事長は、前条に係る行為を行うときは、申請者に対してその理由を示さなければならない。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。